

水道料金等取扱業務委託プロポーザル実施要綱

（令和 7 年 3 月 2 7 日）
（6 小業第 1 5 7 9 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、水道料金等取扱業務を委託するに当たり、技術的に最適な者（以下「最優秀者」という）を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

（業務の概要）

第 2 条 対象とする業務は、水道料金等取扱業務（以下「業務」という。）とする。

（参加資格）

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次条第 1 項の規定による公告の日において、小牧市の入札参加資格者名簿に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 1 1 年 3 月 4 日 1 1 小総第 4 7 号）に基づく指名停止の措置又は、小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 2 4 年 6 月 2 5 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置若しくは、これに準ずる措置を受けていない者
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度小牧市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (5) 日本国内に本社又は営業所を有している者
- (6) 小牧市を除く給水人口 5 万人以上の水道事業において、過去 1 0 年の間に受付業務、検針業務、調定収納業務、開栓・閉栓業務及び

運用業務を3年以上継続して受託し、現在も履行中の実績又は完了した実績を有する者
(公募の公告)

第4条 市長(小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年小牧市条例第18号)第4条第2項の水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。)は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を小牧市ホームページ等で公表するものとする。
(技術提案書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザル参加表明書、技術提案書その他別に定める提出書類(以下「技術提案書等」という。)を市長に提出しなければならない。
(第一次審査)

第6条 市長は、第一次審査として、技術提案書等を別に定める水道料金等取扱業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)に審査させ、技術提案書等を提出した者(以下「提出者」という。)のうち上位3者を第二次審査の出席要請者として選定させ、及びその結果を市長に報告させるものとする。ただし、提出者が3者以下の場合は、第一次審査を省略することができるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、第二次審査の出席要請者として選定した提出者に対してはその旨を様式第1により通知し、選定しなかった提出者に対しては選定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に関する問合せ及び異議申立ては一切できないものとする。
(第二次審査)

第7条 市長は、第二次審査として、前条第2項の規定により選定した者に対し、委員会に技術提案書等の内容の聴取等を行わせ、業務について最優秀者及び次点者1者を選定させ、並びにその結果を市長に報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、業務について最優秀者及び次点者1者を特定するものとする。

3 市長は、前項の規定により最優秀者及び次点者1者に対してはその旨を様式第3により通知し、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第4により通知するものとする。

4 前条第2項後段の規定は、第二次審査の結果について準用する。

(審査結果の公表)

第8条 市長は、前条第2項の規定により特定した最優秀者及び次点者について、速やかに小牧市ホームページにおいて公表するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

2 この要綱は、第8条の規定による公表をもって、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市水道事業
小牧市長

水道料金等取扱業務委託プロポーザルの第一次審査結果に
ついて（通知）

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社を第二次審査の
出席要請者として選定しましたので通知します。

つきましては、下記のとおり第二次審査を行いますので、ご参加いた
だきますようお願いいたします。

記

第二次審査の概要

第 号
年 月 日

様

小牧市水道事業
小牧市長

水道料金等取扱業務委託プロポーザルの第一次審査結果に
ついて（通知）

このことについて、技術提案書等を審査した結果、貴社については下記
のとおり第二次審査の出席要請者として選定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに
感謝申し上げます。

記

選定しなかった理由

様式第3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市水道事業
小牧市長

水道料金等取扱業務委託プロポーザルの第二次審査結果に
ついて（通知）

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社を下記のとおり

当業務の 最優秀者
次点者 として特定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評
- 3 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第4（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

小牧市水道事業
小牧市長

水道料金等取扱業務委託プロポーザルの第二次審査結果に
ついて（通知）

このことについて、第二次審査を実施した結果、貴社については下記のとおり当業務の最優秀者又は次点者として特定されませんでした。

今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由